

女性の職業選択に資する情報について

令和6年7月31日公表

女性活躍推進法第21条に基づき、女性の職業選択に資する情報について、次のとおり公表します。

1. 女性職員の採用割合（令和5年度）

職種		割合
事務職員	事務	44.1%
	事務(任期付フルタイム)	0%
	事務(任期付短時間)	86.0%
	司書	100.0%
	社会福祉	37.5%
	保育士	100.0%
	保育士(任期付フルタイム)	0%
	学芸員	0%
	心理	77.8%
技術職員	土木	7.7%
	森林土木	-
	造園	-
	建築	0%
	設備	-
	電気	0%
	機械	-
	化学	0%
	管理栄養士	-
	栄養士(任期付フルタイム)	-
	保健師	-
	看護師	-
	看護師(任期付フルタイム)	-
	歯科衛生士	-
	理学療法士	0%
	作業療法士	-
	言語聴覚士	7.7%
	獣医師	-
	薬剤師	50.0%
	臨床検査技師	-

職種		割合
技術職員	診療放射線技師	-
	医師(任期付フルタイム)	33.3%
	歯科医師	-
技能職員	電話交換手	-
	自動車運転手	-
	環境整備員	0%
	庁務技能員	-
	道路技能員	-
	保育調理員	100.0%
	保育調理員(任期付短時間)	-
	給食調理員	-
	介助員	-
	ホームヘルパー	-
学校技能員	-	
消防吏員	消防吏員	11.1%
教育職員	教諭	49.3%
	教諭(任期付フルタイム)	53.8%
	講師(任期付フルタイム)	-
	養護教諭	100.0%
	養護教諭(任期付フルタイム)	100.0%
学校事務職員	事務職員	33.3%
	事務職員(任期付フルタイム)	20.0%

※ 採用がなかった職種については、「-」としている。

2. 職員の女性割合（令和6年4月1日時点）

職種		割合
事務職員	事務	35.2%
	司書	83.3%
	社会福祉	54.6%
	心理	80.8%
	指導主事	26.9%
	保育士	96.1%
	学芸員	18.2%
技術職員	土木	6.4%
	森林土木	0%
	造園	33.3%
	建築	24.8%
	設備	0%
	電気	4.0%
	機械	0%
	化学	32.3%
	管理栄養士	100.0%
	栄養士	100.0%
	保健師	97.7%
	看護師	100.0%
	歯科衛生士	100.0%
	理学療法士	25.0%
	作業療法士	40.0%
	言語聴覚士	100.0%
	獣医師	60.9%
	薬剤師	59.4%
	臨床検査技師	100.0%
	診療放射線技師	0%
医師	50.0%	
歯科医師	50.0%	

職種		割合
技能職員	自動車運転手	0%
	環境整備員	0%
	道路技能員	0%
	保育調理員	95.3%
	給食調理員	85.7%
	ホームヘルパー	100.0%
	学校技能員	2.9%
消防吏員	消防吏員	5.3%
教育職員	教諭	52.8%
	教諭(任期付フルタイム)	68.9%
	講師(任期付フルタイム)	-
	養護教諭	100.0%
	養護教諭(任期付フルタイム)	100.0%
	栄養教諭	100.0%
学校事務職員	事務職員	62.4%
	事務職員(任期付フルタイム)	100.0%

※ 再任用職員（フルタイム）、任期付職員（フルタイム）、臨時的任用職員（12名）を含む

3. 平均継続勤務年数の男女差（令和6年4月1日時点）

	事務職員・技術職員		技能職員	消防吏員
	保育士を除く職員	保育士		
男性	16年10月	13年3月	19年4月	16年3月
女性	13年1月	17年1月	19年9月	10年6月
総計	15年5月	16年11月	19年5月	15年12月

4. 男女別の育児休業取得率（令和5年度）

	事務職員・技術職員		技能職員	消防吏員	教育職員 学校事務職員
	保育士を除く職員	保育士			
男性	73.8%	100.0%	0%	20.0%	26.3%
女性	98.3%	90.5%	-	100.0%	100.0%

※ 育児休業取得対象者がいない職種については、「-」としている。

5. 男性職員の配偶者出産休暇等の取得率（令和5年度）

	事務職員・技術職員		技能職員	消防吏員	教育職員 学校事務職員
	保育士を除く職員	保育士			
配偶者出産休暇 （※1）	73.8%	50.0%	100.0%	77.5%	65.8%
育児参加休暇 （※2）	95.0%	50.0%	100.0%	97.5%	35.5%

※1 男性職員が、妻の出産に当たって取得できる特別休暇（3日の範囲内で必要と認める期間）

※2 妻の産前産後期間中に、男性職員が、出産に係る子又は上の子の養育のため取得できる特別休暇（5日の範囲内で必要と認める期間）

6. 超過勤務の状況（令和5年度）

事務職員 技術職員	技能職員	消防吏員	学校事務職員
14.8 時間	3.2 時間	11.8 時間	10.2 時間

※ 一人当たり、一月あたりの平均超過勤務時間

7. 年次休暇取得率（令和5年度）

事務職員 技術職員	技能職員	消防吏員	教育職員 学校事務職員
16.0日	18.5日	14.9日	15.6日

※ 一人当たり年間平均取得日数

8. 各役職段階の職員の女性割合及び管理職の女性割合（令和6年4月1日時点）

① 一般職（学校職員を除く）

事務職員・技術職員 (医師・歯科医師を除く)		技能職員		消防吏員		医師・歯科医師	
役職段階	割合	役職段階	割合	役職段階	割合	役職段階	割合
1級	66.9%	技能職員級	55.2%	消防士級	9.1%	主査級	0%
2級	57.8%		30.0%	副主任級	10.5%	副主幹級	66.7%
3級	49.9%		0%	主任級	3.6%	課長級	20.0%
4級	40.2%	技能主任級	41.7%	主査級	2.7%	参事級	100%
5級	27.3%	技能主査級	26.1%	副主幹級	4.5%	保健所長級	0%
6級	29.9%			課長級	0%		
7級	21.1%			参事級	25.0%		
8級	18.2%			副消防局長級	0%		
9級	13.3%			局長級	0%		

※ オレンジ色に塗られている役職が管理職

※ 再任用職員（フルタイム）、任期付職員（フルタイム）、臨時的任用職員（12名）を含む

管理職の女性割合：23.4%

② 学校職員

教育職員		学校事務職員	
役職段階	割合	役職段階	割合
1級	-	事務主事級	50.0%
2級	57.5%		64.5%
3級	50.4%	主任事務主事級	67.4%
4級	44.5%	事務主査級	58.3%
5級	33.3%	総括事務主査級	50.0%

※ オレンジ色に塗られている役職が管理職

※ 再任用職員（フルタイム）、任期付職員（フルタイム）を含む

管理職の女性割合（教育職員のみ）：39.1%

9. 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和5年度）

特定事業主名： 相模原市

【学校職員を除く職員】

① 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.5%
全職員	74.0%

② 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	100.0%
本庁課長補佐相当職	96.5%
本庁係長相当職	91.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.0%
31～35年	97.3%
26～30年	92.0%
21～25年	88.2%
16～20年	87.4%
11～15年	83.4%
6～10年	87.6%
1～5年	83.3%

【説明欄】

男女の賃金差異の主な要因は次のとおり。

- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は87.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合は63.4%である。
- ・「全職員」について、女性の会計年度任用短時間勤務職員の割合が多いことにより差異が大きくなっている。

※「役職段階別」の「本庁部局長・次長相当職」は、男女ともに該当者がいないため記載していない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【学校職員】

① 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.6%
全職員	94.1%

② 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報（学校職員）

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.4%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	97.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.2%
31～35年	94%
26～30年	93.3%
21～25年	92.3%
16～20年	92.2%
11～15年	92.2%
6～10年	88.7%
1～5年	89.9%

【説明欄】

男女の賃金差異の主な要因は次のとおり。

・ 扶養手当の受給者数に占める男性の割合は76.8%（令和5年4月時点）であった。

※「役職段階別」の「本庁部局長・次長相当職」は、男女ともに該当者がいないため記載していない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。